

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

「資格情報のお知らせ（加入者情報）」の送付について（依頼）

令和 6 年 12 月 2 日に健康保険証（組合員証及び被扶養者証）の発行が終了し、マイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしたもの）を基本とする仕組みに移行されます。

これに伴い、全ての組合員及び被扶養者に対して、医療保険者（当共済組合）の把握している加入者情報（個人番号の下 4 桁を含む。）が記載された「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」（以下「資格情報のお知らせ」という。）を配布し、各組合員及び被扶養者に確認していただく必要があります。

つきましては、下記のとおり各所属所において、「資格情報のお知らせ」を配布し、内容の確認等について周知して下さるようお願いいたします。

記

1 各所属所に送付される書類等

当共済組合本部から、10 月中に以下の封筒等が届きます。

- (1) 封筒（組合員及び被扶養者配布用）
（封入されているもの）
 - ・ 「資格情報のお知らせ」
 - ・ 「資格情報のお知らせ」のご案内 ※別紙参照
- (2) リーフレット「使って便利！マイナ保険証」（所属所回覧用 3 部） ※別紙参照
- (3) 対象者リスト（所属所確認用 1 部）

2 組合員への配布方法等（届き次第、速やかに配布してください。）※10 月末まで

- (1) 「対象者リスト」に記載のある組合員及び被扶養者に上記 1 (1) の封筒（被扶養者分については、同リストにより組合員分と合わせて）を手渡してください。
※ 個人情報になりますので、取扱いには十分注意してください。
- (2) 休職中等の場合は、手渡ししか簡易書留などの漏洩防止策が講じられた手段により組合員へ送付してください。

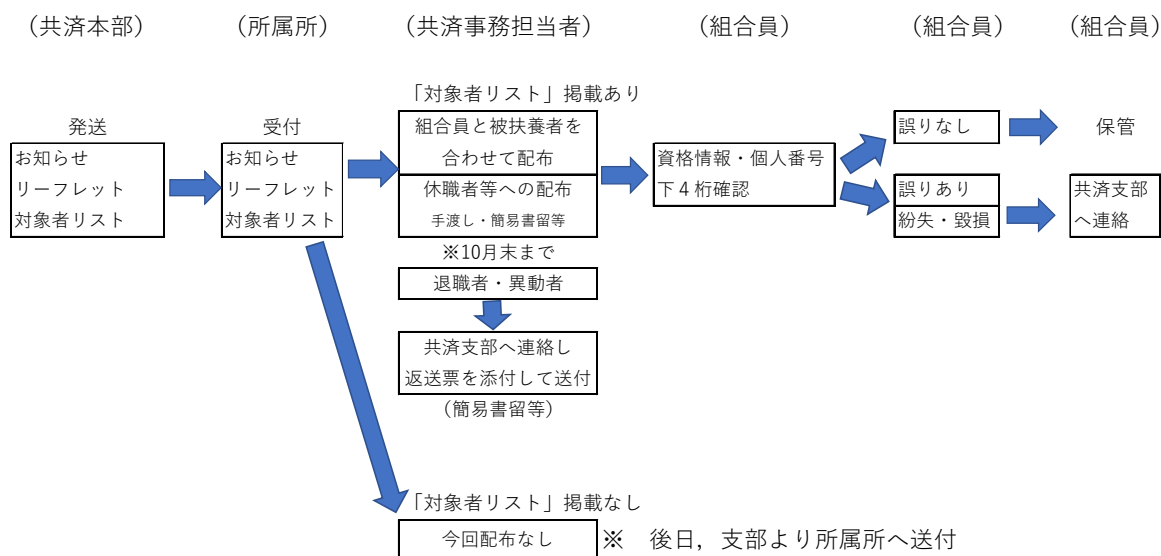
3 「対象者リスト」に掲載がない場合等の取扱い

- (1) 今回の送付対象者は、当共済組合において、6 月 20 日までにマイナンバーの登録が完了している者のうち、本年 9 月 2 日時点で組合員等であるものです。ただし、任用形態の変更等により組合員の資格情報に変更があった場合や海外に住所登録されている場合を除きます。
これらの者を含め、その他の組合員等については、後日、当支部から所属所へ送付します。
- (2) 資格喪失済み又は他所属へ異動した組合員等の分が届いた場合は、速やかに当支部に連絡し、上記 2 (2) と同様の方法により別紙返送票を添付の上、当支部へ送付してください。

4 「資格情報のお知らせ」に係る組合員への周知内容

- ① 「資格情報のお知らせ」に記載されている「共済組合の資格情報」及び「個人番号下4桁」に誤りがないか確認してください（誤りがあった場合は、組合員本人から当支部へ直接連絡してください。）。
- ② 「資格情報のお知らせ」は、医療機関等を受診する際に、医療機関等にカードリーダーがないなどマイナ保険証が使用できない場合に必要ですので、大切に保管してください。
- ③ 紛失又は毀損等により、再交付が必要になった場合は「再交付申請書」を提出してください（様式は、後日、当支部ホームページに掲載予定です。）。
- ④ 健康保険証（組合員証及び被扶養者証）廃止後に発行する次の書類の詳細については、今後改めてお知らせします。
 - ・ マイナ保険証を保有していない組合員等に交付する「資格確認書」
 - ・ マイナ保険証を利用できない医療機関を受診する際に、マイナ保険証と併せて提示する「資格情報のお知らせ」
- ⑤ 発行済みの組合員証及び被扶養者証については、来年12月1日まで利用できますが、その取扱いについても、今後改めてお知らせしますので、破棄せずに各自保管しておいてください（資格喪失や被扶養者認定取消しの際は、返納していただく必要があります。）。

※「資格情報のお知らせ」配布の流れ



問合せ先

公立学校共済組合鹿児島支部
 (鹿児島県教育庁総務福利課内)
 年金給付係
 TEL : 099-286-5220 (直通)